

小規模簡易専用水道管理状況調査実施要領

1 方針

小規模簡易専用水道施設について、水道施設立入検査実施要領に基づき、小規模水道条例18条第2項の規定による管理状況の報告を求め、管理状況を把握しその結果によって必要な指導（立入検査等）を実施することとする。（以下、「管理状況調査」とする。）

2 対象施設

当該当年度に立入検査を実施した、又は実施する予定の施設を除く小規模簡易専用水道全施設

3 実施頻度

毎年度1回以上とする。

4 実施方法

別添様式を基本として往復はがき等で実施する。

5 調査後の措置

(1) 記録の保存

結果については、当該当施設の水道施設立入調査台帳（Ⅱ）に記載する又は衛生総合管理システム内にデータを保存する等の方法により管理し、記録を残すこと。

(2) 管理の良好な施設への措置

管理の良好な施設（全ての項目が「良」であり、清掃日・点検日が概ね直近1年以内のもの）については、必要と認める場合、立入検査等を実施する。

なお、管理は良好であるが変更届等がなされていない施設については、提出を指導する。

(3) 管理の不十分な施設への措置

管理の不十分な施設（一箇所でも「不良」又は空欄があるもの、及び清掃日・点検日が概ね直近1年以内ではないもの。）については、指導を実施する。

指導については、原則立入検査で実施するが、やむをえない場合については電話等により実施する。但し、前年に引き続き管理が不十分であった場合は、立入検査により実施する。

(4) 返信のない施設及び受取人不明で返送された施設等（以下「未着施設」とする。）への措置

返信のない施設及び未着施設については、状況を確認し、その結果に応じて、(2)又は(3)に準じて指導を行う。

連絡先が不明の場合は、連絡先を調査するほか、必要に応じ現地確認を実施し、施設の有無等を確認した上で必要な措置を行う。

6 結果報告

別紙「小規模簡易専用水道の管理状況報告」により、調査結果を供覧する。

附則

この要領は、平成24年7月1日から適用する。

（施行期日）

この要領は、令和2年2月10日から施行する。